

芦教委第18号議案

芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱について

芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員を別紙のとおり委嘱する。

令和8年3月26日提出

芦屋市教育長 野村大祐

提案理由

芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の任期満了に伴い、委員を新たに委嘱しようとするもの。

1 委嘱する委員

区分	ふりがな 氏名	性別	出身団体等の 名称及び役職	満年齢	通算 在任 期間
地域 関係	やぎゅう かよこ 柳生 加代子	女	子ども教室関係者		6年5月
地域 関係	かわい えみか 河合 依三香	女	芦屋市自治会連合会 書記		1年
社会 教育	はやし まゆみ 林 真由美	女	芦屋市コミュニティ・ スクール連絡協議会 運営委員		0年
社会 教育	みやがわ さおり 宮川 沙織	女	芦屋市PTA協議会 委員		0年
社会 教育	なかむら のりこ 中村 紀子	女	芦屋市青少年育成愛護委員会 副会長		2年5月
社会 教育	おおかわ けいこ 大川 啓子	女	芦屋市子ども会連絡協議会 常任理事		0年
学識	さかい たつや 酒井 達哉	男	武庫川女子大学 教育学部教授		8年
児童 福祉 関係	いけだ めぐみ 池田 恵	女	芦屋市民生児童委員協議会 民生委員・児童委員 (主任児童委員)		4年

2 任 期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 根 拠 法 令

芦屋市放課後プラン（子ども教室型放課後対策）事業実施要綱第7条～9条

芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員名簿

<参考>

順不同

新								旧							
任期	令和8年4月1日～令和9年3月31日（任期1年）							任期	令和7年4月1日～令和8年3月31日（任期1年）						
区分	ふりがな氏名	性別	満年齢(※1)	出身団体等の職	通算在任期間	構成員の変更	備考	区分	ふりがな氏名	性別	満年齢(※1)	出身団体等の職	通算在任期間	構成員の変更	備考
学校関係								学校関係	あきの 浅野 晋司	男		芦屋市立山手小学校長			
地域関係	やぎゅう 柳生 加代子	女		子ども教室関係者	6年5月	無	再任	地域関係	やぎゅう 柳生 加代子	女		子ども教室関係者			
地域関係	かわい 河合 依三香	女		芦屋市自治会連合会 書記	1年	無	再任	地域関係	かわい 河合 依三香	女		芦屋市自治会連合会 理事			
社会教育	はやし 林 真由美	女		芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会 運営委員	0年	有		社会教育	こしの 越野 睦子	女		芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会 副会長			
社会教育	みやがわ 宮川 沙織	女		芦屋市PTA協議会 委員	0年	有		社会教育	みぞぐち 溝口 正	男		芦屋市PTA協議会 書記			
社会教育	なかむら 中村 紀子	女		芦屋市青少年育成愛護委員会 副会長	2年5月	無	再任	社会教育	なかむら 中村 紀子	女		芦屋市青少年育成愛護委員会 副会長			
社会教育	おおかわ 大川 啓子	女		芦屋市子ども会連絡協議会 常任理事	0年	有		社会教育	もりかみ 守上 三奈子	女		芦屋市子ども会連絡協議会 会長			
学識	さかい 酒井 達哉	男		武庫川女子大学教育学部 教授	8年0月	無	再任	学識	さかい 酒井 達哉	男		武庫川女子大学教育学部 教授			
児童福祉関係	いけだ 池田 恵	女		芦屋市民生児童委員協議会 民生委員・児童委員（主任児童委員）	4年0月	無	再任	児童福祉関係	いけだ 池田 恵	女		芦屋市民生児童委員協議会 民生委員・児童委員（主任児童委員）			
行政関係								行政関係	おのうえ 尾上 昌希	男		芦屋市教育委員会教育部学校教育室 学校教育課長			

※1 就任時点での満年齢になります。

参 照

芦屋市放課後プラン(子ども教室型放課後対策)事業実施要綱 抜粋

(運営委員会)

第7条 この事業を円滑に運営するため、芦屋市放課後子どもプラン運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業の推進に関すること。
- (2) 事業における安全管理対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の円滑な実施に関し必要な事項

(組織)

第8条 運営委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 地域関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 行政関係者

(任期)

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。